

○津山圏域資源循環施設組合職員の再任用に関する条例

平成27年2月20日

津山圏域資源循環施設組合条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の4第1項、同条第2項及び第3項の規定に基づき、津山圏域資源循環施設組合（以下「組合」という。）の職員の再任用（法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(準用)

第2条 組合の職員の再任用に関する事項については、津山市職員の再任用に関する条例（平成13年津山市条例第4号）を準用する。ただし、津山圏域資源循環施設組合同規約（平成21年岡山県指令市第1号）第2条の市町から組合に派遣された職員については、この限りでない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。